

相馬市告示第7号

相馬市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年相馬市条例第16号）第3条の規定に基づき次に掲げる公の施設について、指定管理者を指定したので、同条第7条の規定により告示する。

令和8年1月22日

相馬市長 阿部 勝弘

1 施設の名称

相馬市中央児童センター及び相馬市中央児童センター放課後児童クラブ

2 指定管理者となる団体等

相馬市中村字北町1番地の8

特定非営利活動法人 ふれあいサポート館アトリエ

代表理事 倉本 信之

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで